令和元年 10 月 8 日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

豊川市長選挙における選挙権停止の回復誤りについて（お詫び）

豊川市長選挙において、選挙権停止の状態から回復されるべきであった選挙人１名について、当選挙管理委員会で回復処理がされておらず、投票ができないとの間違った情報を伝達したため、投票していただくことができませんでした。

このような事態を発生させ、選挙人に多大なご迷惑をおかけしましたこと、また市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして、深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めます。

詳細については、下記のとおりです。

記

１　概要と経緯

豊川市長選挙の選挙期日である令和元年１０月６日（日曜日）の午後６時１５分頃、豊川市役所に選挙人が来庁し、投票所の場所についての問い合わせを受けました。当該選挙人について、職員が期日前・不在者投票システム※1で確認したところ、選挙権停止の状態であったことから、選挙権の回復に関する通知が届いていないため投票ができない旨を伝えました。当該選挙人からは１か月くらい前に選挙権が回復しているのではないかとの話がありましたが、職員がその場で改めて確認することを怠り、通知がないので投票ができない旨を再度伝えてお帰りいただきました。当該選挙人が帰られた後、職員が選挙権停止の状況についてＡｃｒｏｃｉｔｙ選挙システム※2で確認を行ったところ、選挙権の回復予定日を過ぎていることがわかりました。また、選挙権の回復に関する通知が９月１９日付けで当選挙管理委員会に届いていたこともわかりました。

２　判明後の経緯

当該選挙人が投票できる方であることが判明したことから、投票が可能である旨を伝えるため、電話や訪問で連絡を試みましたが、投票終了の時間であ

る午後８時までにお伝えすることができず、投票していただくことができませんでした。

選挙期日翌日の１０月７日（月曜日）に当該選挙人と連絡をとることができ、その後直接お会いして状況を説明し、謝罪いたしました。

また、選挙権停止の状態を回復し、投票ができるように事務処理を行ったため、投票結了時における当日有権者数は、男性が１名増加しました。

３　原因

今回の回復誤りの原因は以下の３点が考えられます。

(1)　選挙権の回復に関する通知について、通知を受領したにもかかわらず、他の書類に紛れてしまい、受付処理が行われていなかったこと。

(2)　事前に選挙権の回復予定日を把握していたにも関わらず、予定日を過ぎている者の確認を怠ったこと。

(3)　当該選挙人から指摘があったにもかかわらず、Ａｃｒｏｃｉｔｙ選挙システムでの選挙権の回復に関する状況の確認を怠り、安易に回答してしまったこと。

４　再発防止策

考えられる原因について、それぞれ以下のとおり対応し、再発防止に努めます。

(1) 受領した書類はただちに受付処理を行い、速やかに選挙権を回復する。

(2)　選挙権の回復予定日を管理し、予定日を過ぎてなお通知のない者については本籍地へ確認を行う。

(3)　選挙人から指摘があった場合は、事務上の処理のミスも考え、必ず確認を行ったうえで対応する。

※１　期日前・不在者投票システム…選挙の投票を管理するシステム

※２　Ａｃｒｏｃｉｔｙ選挙システム…選挙人名簿と選挙権及び被選挙権に関する情報を管理するシステム

【お問合せ先】
豊川市選挙管理委員会　木村・山本
TEL:0533-89-2123 Ｅメール：gyosei@city.toyokawa.lg.jp